

自動車技術総合機構 中国検査部 山口事務所 からのお知らせ



自山口第10号
令和5年7月24日

一般社団法人山口県自動車整備振興会会長 殿

独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部
山口事務所長



すれ違い用前照灯の計測方法の変更について

前照灯の光度及び照射光線の向きの審査については、すれ違い用前照灯による審査の全面施行に向けた前段階として、審査事務規程によるほか「すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の取扱いについて」(平成29年12月25日付け自検第75号)により取り扱ってきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了したことから、中国検査部管内においては、令和6年1月4日から当該通達を適用しないこととしますので、ご理解とご協力をいただくとともに、傘下事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本内容については独立行政法人自動車技術総合機構本部及び軽自動車検査協会山口事務所と調整済みであることを申し添えます。

軽自動車検査協会 山口事務所 からのお知らせ



2023軽検山口第12号
令和5年7月21日

一般社団法人
山口県自動車整備振興会会長 殿

軽自動車検査協会
山口事務所長



すれ違い用前照灯の計測方法の変更について

平素より、当協会の業務に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、前照灯の光度及び照射光線の向きの検査については、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、審査事務規程によるほか「すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の取扱いについて」（平成30年2月9日付け30軽検第21号）により取り扱ってきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び検査体制の整備が完了したことから、広島主管事務所管内においては、令和6年1月4日から当該通達を適用しないこととなりますので、ご理解とご協力をいただくとともに、傘下事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本内容については軽自動車検査協会本部及び独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部山口事務所と調整済みであることを申し添えます。

前照灯の審査はロービーム計測のみで適合性審査を実施します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査は、原則としてロービームにより計測しているところですが、全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテスタによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ハイビームにより計測し基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び中国地方の管内事務所での審査体制整備が完了したことから、以下のとおり過渡期取扱いを廃止します。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車
(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)

2. 過渡期取扱いの廃止

【施行日】令和6年1月4日～

対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで適合性審査を実施します。
(※ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いません)



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
中国検査部山口事務所



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization
山口事務所

※ 裏面もご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

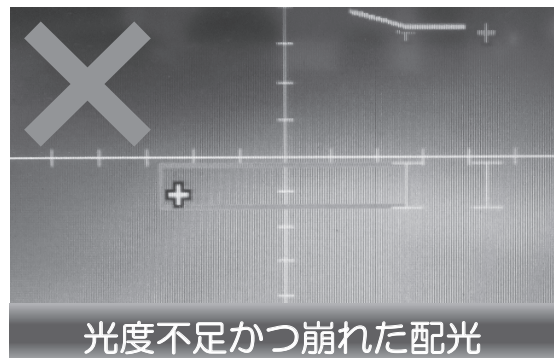
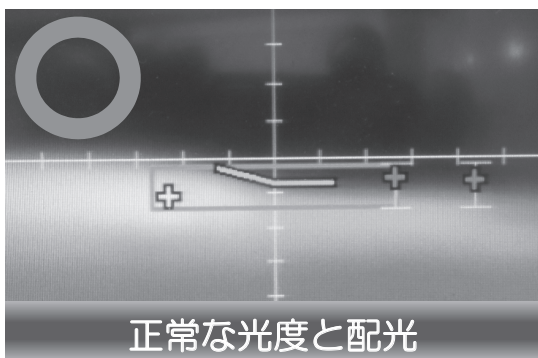
※振興会からのお知らせ

指定工場における当該検査の取扱いについては、変更になったものではありませんので、ご注意ください。

前照灯の光度及び照射光線の向きの 適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車の多くは、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度が不足したり配光が崩れてしまった状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。



↓↓↓ 適切な整備・調整が必要となる事例 ↓↓↓

